

市からのお知らせ

曾於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。

一般競争入札で市有財産（土地・建物）を売却します。

売却説明会

日時：平成 29 年 4 月 17 日（月） から随時
会場：大隅支所地域振興課

入札

日時：平成 29 年 4 月 24 日（月） 午前 10 時～
会場：大隅支所 2 階庁議室

一般競争入札で売却する土地・建物の所在等

番号	物件名	所在地	地目	面積	最低売却価格
①	土地	大隅町中之内 8966 番	田	440㎡	541,788 円
	土地	大隅町中之内 9046 番 1	田	457㎡	
②	土地	大隅町月野 9054 番	宅地	313㎡	339,308 円
	建物	大隅町月野 9054 番	—	99.37㎡	



お問い合わせ先

大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5921

話せる!は、
楽しい!から。
リズムで育つ、
ヤマハの英語。

弾けるが、変わる。500万人が選んだ Yamaha メソッド 詳しくは Web で!

ヤマハ音楽教室・ヤマハ英語教室

春の体験レッスン受付中

～子どもから大人まで～
末吉センター・岩川センターで
レッスン実施中!




ヤマハ音楽教室 ヤマハ英語教室

お申込み・お問合せは…
(株)島津教室係 フリーコール **0120-72-0206**














国民年金のはなし

年金の届出漏れはありませんか？

住所や氏名が変わったら・・・

1 20歳以上60歳未満の方

① 国民年金加入中の方（第一号被保険者）

市役所年金担当窓口で住所・氏名変更の届出をしてください。届出がないと各種通知や納付書が届かず、申請の機会を逃したり、未納の原因になったりします。

② 厚生年金加入中の方（第二号被保険者）

③ ②の被扶養配偶者の方（第三号被保険者）

お勤め中の会社での手続きになります。会社の担当者へ住所・氏名変更の届出をしてください。

2 60歳以上で年金を受給していない方

市役所年金担当窓口で住所・氏名変更の届出をしてください。届出がないと、年金受給開始年齢になっても請求書が手元に届きません。早めに手続きを行いましょ。

3 年金受給者の方（種類・年齢は問いません）

① 住所が変わった場合、請求の際に住民票コードを登録された方は住所変更の届出は不要です。

※申出により通知の送付先を変えることもできます。

② 氏名が変わった場合、必ず氏名変更届を行ってください。その際に、住民票または戸籍の写しが必要です。なお、手続き後は年金を受給している口座の名義変更も早めに行ってください。

退職したときや、配偶者の扶養から外れたときは・・・

1 20歳以上60歳未満の方

国民年金（第一号被保険者）への切替手続きが必要です。会社から渡された「健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票」・または「離職票」を、市役所年金担当窓口へご持参ください。ただし、日にちを空けずに新たに厚生年金に加入される場合、切替え手続きは会社が行いますので、個人による手続きは不要です。

2 60歳以上の方

国民年金への切替は不要です。受給資格期間が足りない場合や、受給額が満額に満たない場合は、任意加入をすることができます。

鹿屋年金事務所による移動相談

鹿屋年金事務所の移動年金相談が下記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また、定員になり次第締め切らせていただきます。

期 日	時 間	場 所	予 約 先
4月20日(木)	午前10時～午後3時	本庁(末吉)1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
5月18日(木)		大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

※年金事務所へ直接相談に行かれる場合も予約が必要です。必ず☎0570-05-1165までご連絡を。

お問い合わせ

市民課・各支所地域振興課
 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめは音声ガイドが対応します)

軽自動車税の税率について

ご自分の車がどこに当てはまるかご確認ください！

◆原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、小型特殊自動車◆

車種区分			税率（年額） 平成 29 年度
二輪	原動機付自転車	50cc 以下	2,000円
		50cc 超 90cc 以下	2,000円
		90cc 超 125cc 以下	2,400円
		ミニカー（50cc 以下）	3,700円
	軽二輪	125cc 超 250cc 以下	3,600円
	二輪の小型自動車	250cc 超	6,000円
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円
		その他（フォークリフト等）	5,900円

◆軽四輪車および軽三輪車（登録日と経過年数に応じて税率が決定）◆

車種区分			税率（年額）		
			平成 16 年 4 月～平成 27 年 3 月の間に最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	重課税率 最初の新規検査から 13 年を経過した車両
軽四輪車 （総排気量 660cc 以下）	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽三輪車（総排気量 660cc 以下）			3,100円	3,900円	4,600円

※最初の新規検査を受けた車両とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けた車両をいいます。

※重課税率の対象車は、自動車検査証の初度検査年月が平成 16 年 3 月以前の車両となります。

◆軽課税（グリーン化特例）◆

平成 27 年度税制改正で実施された軽課税（グリーン化特例）について、特例措置が 1 年間延長になりました。これにより、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に新規検査をした車両で、基準を満たす車両については、平成 29 年度分の軽自動車税に限り軽課税が適用されます。

車種区分			① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減
軽四輪車 （総排気量 660cc以下）	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
軽三輪車（総排気量 660cc 以下）			1,000円	2,000円	3,000円

①	電気自動車・天然ガス自動車		
②	ガソリン車	乗用	平成 32 年度燃費基準 + 20%達成
		貨物	平成 27 年度燃費基準 + 35%達成
③	ハイブリッド車	乗用	平成 32 年度燃費基準達成
		貨物	平成 27 年度燃費基準 + 15%達成

※②③は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



税務課市民税係・各支所税務係
 本庁 ☎ 0986-76-8804
 大隅 ☎ 099-482-5922
 財部 ☎ 0986-72-0932

子育てふれあいひろば

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 子育てひろば お友達になり ましょう	5 子育てひろば お友達になり ましょう	6 親子ふれあい遊び お友達になり ましょう	7	8
9	10	11 子育てひろば 自由あそび	12 子育てひろば 自由あそび	13 育児講座 パクパクッキ ング	14	15
16	17	18 育児講座 ベビーマッ サージ	19 子育てひろば 楽器であそぼ う	20 親子ふれあい遊び 楽器であそぼう・お誕 生会・わらべうた	21	22
23	24	25 子育てひろば こいのぼりをつ くろう	26 子育てひろば こいのぼりをつ くろう	27 親子ふれあい遊び こいのぼりをつく ろう・英語であそぼう	28	29 昭和の日
30						

【時間】

子育てひろば 午前 10 時～ 11 時 30 分
 親子ふれあい遊び 午前 10 時～ 11 時 30 分
 育児講座 午前 10 時～ 11 時 30 分

【場所】

- 生きいき健康センター
- 大隅弥五郎伝説の里
- 財部保健福祉センター
- 財部交流館
- 岩川地区農業構造改善センター



園庭開放

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 3 時
育児相談
 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

育児講座「パクパクッキング」

4/13 (木) 生きいき健康センター

講師：曾於市役所 栄養士
 時間：午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分
 対象：離乳食完了児の親子 (1 歳 6 か月～)
 準備するもの：エプロン、三角巾
 予約受付：4/3 (月)～7 日 (金)

育児講座「ベビーマッサージ」

4/18 (火) 大隅弥五郎伝説の里

講師：橋口 志保子さん
 対象：2 か月～ 1 歳 (4 月末現在)
 曾於市在住 10 組限定
 準備するもの：バスタオル、ミルクかお茶
 予約受付：4/10 (月)～ 14 日 (金)
 注意点：予防接種後 1 日以上経っていること。

※各育児講座を詳しく知りたい方は「子育て支援センター」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
 子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>

特設人権相談所を開設

お問い合わせ先

大隅支所地域振興課
 市民係
 ☎ 099-482-5923

曾於市では、特設人権相談所を開設します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。当日の相談は無料で、曾於市の人権擁護委員が相談に応じ、秘密は堅く守られます。

《特設人権相談所開設日》

期 日	時 間	場 所
4 月 14 日 (金)	午前 10 時～午後 3 時	大隅中央公民館



生活トラブルのはなし

物干し竿の移動販売トラブル

お問い合わせ先

商工観光課
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

【事例】

物干し竿の移動販売のアナウンスが聞こえたので呼び止めた。「昔の値段で売っています」と言うので、常識的な価格だろうと思い、2本を注文した。その後、自宅用に合わせた長さに切った物干し竿を持ってきて、2本で4万円を請求された。驚いて抗議したが「切ってしまったから返品できない」と言われた。相手の言い方が脅すような口調で怖かったので、仕方なく支払ってしまった。
(50代女性)

○ 物干し竿の移動販売では、市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースなどが見られます。

○ クーリング・オフが出来るケースがほとんどですが、領収証が渡されなかったり連絡先が架空だったりするため、業者との返金交渉は極めて困難です。せめて車のナンバーだけでも控えるようにしましょう。

○ 購入前には、「1本〇〇円ですね」「〇〇円以上の支払いはありません」としっかりと価格を確認し、納得でない場合はきっぱり断りましょう。

○ すぐまれて恐怖を感じたり、帰ってほしいと伝えても相手が帰らない場合は警察にも連絡してください。

過去に曾於市内でも実際に被害が発生しています。不審に思ったときは早めに消費生活センターまでご連絡ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

曾於市では、5月10日(水)午前10時〜正午に本庁1階会議室にて消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。



曾於市農業振興地域整備計画」の全体見直しについて

本計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地の保全や、農地の有効利用等、農業振興のための施策を計画的に実施するために策定するものです。

おおむね5年ごとに計画を見直すこととされており、平成27年度から平成29年度にかけて整備計画の全体見直しを進めています。

本計画は、市全体の事業計画および個人ごとの建築物の建設計画等を踏まえて策定する必要がありますので、以下に該当する方は、市役所窓口にて手続きを行ってください。

農業振興地域整備計画変更（農用地利用計画変更個別見直し）の申出受付の停止について

全体見直し作業に当たっては、関係機関との協議などに多くの時間と手続を要することから、以下の期間は申出受付を停止します。

▽申出受付停止期間：平成29年7月から平成30年の3月末まで（予定）
※申出受付停止期間は、進捗状況により前後しますので、ご了承ください。

平成29年度に農振農用地区域内の土地を農地以外の目的（住宅の建設等）に利用しようとする場合は、早期に計画を進めていただき、平成29年6月末までに手続を済ませてください。

必要書類等：農用地利用計画変更申出書一式（市役所窓口にて配布）

農用地利用計画（除外・編入検討筆）変更案の窓口縦覧について

市民のご意見や、農地や市街化の現況を踏まえ、今回の全体見直しにおける農振農用地からの除外・編入筆についての変更案を作成しましたので、窓口縦覧を行います。

縦覧期間：平成29年4月3日(月)〜4月17日(月)

※土日を除く午前8時30分〜午後5時15分まで

縦覧場所：下記の問い合わせ先

意見書の提出：縦覧に供された変更案について、市民の方は縦覧期間の満了日までに意見書の提出ができます。（様式は任意）

※優良農地等の除外・編入筆につきましては、所有者または管理者宛に郵送にてお知らせします。

お問い合わせ先

農林振興課・各支所産業振興課
本庁 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938

農地の貸し借りを支援する「農地中間管理事業」の紹介

農地中間管理事業とは？

「農地中間管理機構」を通じて農地の貸借を行い、農地の集積、経営規模拡大、新規参入等による農地の効率的な活用および、生産性の向上を図る事業です。本県では（公財）鹿児島県地域振興公社が農地中間管理機構の指定を受け、市町村と連携し事業を進めています。

本事業を活用した場合、機構集積協力が受けられる等のメリットがありますので、『農地を貸したい、離農する、経営規模を縮小する』という方や、『農地を借りたい、農地の集積・集約を図りたい』といった農業者の皆さんは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。※農地の貸し借りには、これまでの農地法、経営基盤強化促進法による利用権設定もあります。

機構集積協力金の概要

一定の条件を満たせば、農地の出し手へ機構集積協力が交付されます。
①経営転換または離農等のため、全ての自作地を機構へ貸し出す場合
↓**経営転換協力金（個人へ交付）**
【交付要件】

農業部門の減少による経営転換やリタイアのため、機構に10年以上農地を貸し付け、機構から担い手へ農地を貸し付けられると、経営転換金の交付対象となります。

ります。また、農地の相続人（注1）で、農業経営をしない方も対象となります。

【交付単価】

- ▽5.0万円以下…30万円/戸
- ▽0.5万円超2.0万円以下…50万円/戸
- ▽2.0万円超…70万円/戸

※遊休農地を所有していないことなど、交付には一定の条件があります。

※（注1）協力金の交付年度またはその前年に農地を相続し、相続人自ら農業を行わない者。

②現在自分で耕作している農地を、機構を通じて貸し出す場合

↓耕作者集積協力金（個人へ交付）

【交付要件】

機構が借りうけている農地に隣接する農地または、面的集積条件を満たす2筆以上のまとまった農地を機構に10年以上貸付け、機構から担い手へ貸し付けられると対象となります。
※自作地、貸借地では交付対象者が異なる等一定の要件があります。

【耕作者集積協力金交付単価】

10aあたり		
H 26・27年度 (基本単価の4倍)	H 28・29年度 (基本単価の2倍)	H 30年度 (基本単価)
2.0万円	1.0万円	5千円

【地域集積協力金交付単価】

機構への貸付割合	10aあたり		
	H26・27年度 (基本単価の4倍)	H28・29年度 (基本単価の1.5倍)	H30年度 (基本単価)
2割超 5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円
5割超 8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超～	3.6万円	2.7万円	1.8万円

③地域内の話し合いで、農地を機構を通じて担い手に集積する
↓**地域集積協力金（地域へ交付）**
【交付対象】

農業集落、大字、学区など人農地プラン作成・実行の話し合いの単位となっている「地域」

【交付要件】

機構への農地貸付面積が、一定面積を超えていること

【交付単価】

地域の全農地面積のうち、機構への貸付割合に応じた単価を、貸付面積に乗じた金額を交付



農林振興課農政係
農業委員会

☎ 0986-76-8808
☎ 0986-72-0947